

平成31年1月15日
自動車局 技術政策課

交通政策審議会 陸上交通分科会 自動車部会 自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会 報告書の公表

国土交通省では、高度な自動運転の実現に向け、自動運転車両等の安全確保に必要な制度のあり方等について検討してきました。この度、自動車のライフサイクルにおける各段階において安全性を確保するための5つの制度(①保安基準、②型式指定(認証)、③点検整備、④検査、⑤リコール)について、現行制度の評価を行うとともに、今後の方向性について報告書を取りまとめました。

「自動運転に係る制度整備大綱」を踏まえ、レベル3以上の自動運転の2020年目途の実用化に向け、道路運送車両法に基づく安全確保のための各種制度について、「ドライバーによる運転を前提とした制度」から「システムによる運転も想定した制度」に見直すことが必要です。このため、平成30年9月に交通政策審議会の下に小委員会(委員長:鎌田実東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)を設置し、自動運転車等の設計・製造過程から使用過程にわたる総合的な安全確保に必要な制度のあり方について検討を行い、今般、報告書を取りまとめました。

国土交通省としては、本報告書に基づき、安全確保を最優先に、必要な制度整備を着実に推進して参ります。

【報告書の主なポイント】

①保安基準

- ・自動運転車の安全性を担保するため、「自動運転車の搭乗者及び歩行者等の周囲の交通参加者に危険を及ぼすおそれのないものであること」といった自動運転システムの基準を策定すべき
- ・速度・ルート・天候・時間等、自動運転車が走行可能となる条件について、国がその妥当性を確認すべき

②型式指定(認証)・ソフトウェアの変更

- ・自動車の安全性に大きな影響を及ぼすソフトウェアの配信について、国がその適切性を確認する制度を創設すべき

③点検整備

- ・自動ブレーキのカメラの取り外し等、装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造を新たに「分解整備」の対象とし、「特定整備」(仮称)とするとともに、これを行う事業者の認証を行うべき
- ・先進技術の点検整備に必要な技術情報が整備事業者等へ提供されるよう制度・環境を整備すべき

④検査

- ・国は、上記検査に必要な技術情報を一元的に管理し、検査を実施する者に提供される仕組みを構築すべき

⑤リコール

- ・リコールの迅速な実施に対する社会要請に応えるため、自動車製作者等は、強制的なアップデートについて、使用者の事前同意を得るとともに必要な情報提供を行うべき

(別添資料)

- ・【資料1】自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書(概要)
- ・【資料2】自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書
- ・【参考1】自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会について
- ・【参考2】自動運転に係る制度整備大綱の概要

(お問い合わせ先)

国土交通省自動車局 (代表電話: 03-5253-8111)

技術政策課 渡邊、日口 (内線: 42216、直通: 03-5253-8590、FAX: 03-5253-1639)